平成２１年（フ）第１１５２号
東京都八王子市東浅川町307－４、住民票上の住所北海道苫小牧市元町１丁目５番14号
債務者　佐藤　重之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７号
長野県佐久市塩名田445番地、住民票上の住所長野県佐久市伴野1497番地11
債務者　浅沼志とみ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１５２号
静岡県富士宮市大岩489番地の８　Ｂ、前住所東京都江東区南砂２丁目３番６―702号
債務者　若林　昌代
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時15分　静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１３号
山口県周南市大字栗屋352番地
債務者　橋本　邦生
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４７９号
静岡県袋井市下山梨2385番地の１　ヨーロピアンシャレーきらり　Ｓ－２
債務者　神谷あす香
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目31番19号
債務者　吉政いず美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目15番１―606号
債務者　無州　　彩
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
長崎県佐世保市春日町674番地
債務者　郡山　敬治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
長崎県佐世保市木原町28番地
債務者　吉田　泰三
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳230番地49、住民票上の住所長崎県佐世保市有福町570番地31
債務者　金子　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
長崎県北松浦郡江迎町田ノ元免130番地１
債務者　清水　弘子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８９号
長崎県佐世保市長畑町393番地
債務者　佐々木八重
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
長崎県北松浦郡江迎町上川内免767番地
債務者　田崎ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時30分　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
長崎県佐世保市吉井町春明266番地29
債務者　臼井　　圭
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
長崎県佐世保市白岳町953番地９　ファーストインティアハウス202号、旧住所長崎県佐世保市八幡町64番地１　みづちパレス八幡
債務者　丸尾祐紀子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
長崎県佐世保市金比良町10番９号　金比良アパート３号室
債務者　横尾　浩二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係